

報道関係者各位

公立学校教職員の懲戒処分について

このことについて、本日の教育委員会で決定され、本日付けで処分をいたしましたので、お知らせいたします。

記

1 概要

(1) 交通違反（無免許運転）

高等学校（最北地区） 会計年度任用職員（スクールソーシャルワーカー）

大場 伸（おおば しん） （69歳、男） [停職1日*]

令和7年1月に運転免許の有効期限が過ぎて失効し、同年3月に交通違反をした際に無免許運転により免許取消処分を受けたが、その後も勤務先に報告することなく自動車の運転を続け、令和8年2月12日に人身加害事故を起こし、無免許運転で再び検挙された。

※ 基準では停職6月が適用されるが、停職期間を被処分者の任期の最終日（令和8年3月25日）までとするもの。

(2) 飲酒運転自転車への同乗

小学校（庄内地区） 教諭 （20歳代、男） [停職6月]

令和7年7月中旬、酒田市内において、運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該者が運転する自転車の荷台に同乗した。

(3) 占有離脱物横領

中学校（置賜地区） 教諭 （20歳代、男） [減給10分の1 6月]

令和8年1月上旬、米沢市内のスポーツ施設において、更衣室内のロッカーにあった他人の財布を持ち出し、同市内のコンビニエンスストアのATMを使用し、財布内にあった現金10万円を自身の口座に入金した。

(4) 交通違反（暴走運転）

中学校（最上地区） 校長 （50歳代、男） [減給10分の1 2月]

令和7年12月上旬、新庄市内において、私用で自家用車を運転中、制限速度40km/hのところを75km/hで走行して検挙された。

2 処分年月日

令和8年3月24日

【問い合わせ先】

教育局教職員課 課長補佐（総括・行政給与担当）

結城 亮平

電話 023-630-2563

広報監

教育局長 安達 晃司